

2009年12月 2日

北海道大学学長  
佐伯 浩 様

北海道大学教職員組合  
執行委員長 神沼 公三郎

不当、不誠実な「給与改定通知」に抗議し、あらためて第四回団体交渉の早期開催を要求する！！

北海道大学教職員組合（組合）は11月30日、貴職にあてて文書「契約職員の期末・勤勉手当問題に関する緊急申し入れ」を提出し、その末尾で第四回団体交渉（団交）を早急を実施するよう申し入れました。

そもそも第四回団交の申し入れは、11月11日の第三回団交において、話し合いが終わらないうちに、学長から全権を委任された（mandated）理事（事務局長）が先頭になり、総務部長、人事課長、職員課長たちが「交渉終結」を口にして、一方的に席を立つという異常な終結対応から生じた問題です。このことは、北海道大学が厳守しなければならない労働契約法に違反する行為であり、明らかに不当労働行為です。組合はその場で、そのような不当かつ不誠実な対応に抗議し、団交が終結していないことを表明しました。

その後、組合との交渉を飛び越えてなされた過半数代表者への説明会の資料に、第三回までの団交で説明されなかった「契約職員の期末勤勉手当」の減額提示資料が添付されていることを知るに及び、当局の誠実対応義務違反を再度知ることになりました。これも同じく不当労働行為です。それにもかかわらず組合は、労働関係法令の趣旨に基づき、正当な労使間の話し合いを求めて第四回団交の開催を紳士的に申し入れました。

ところが突然、12月1日9時48分づきの職員課長発信メールが組合三役に一方的に送りつけられました。メールの趣旨は、「平成21年度の本学教職員の給与改定について（お知らせ）」です。12月1日は12月期末勤勉手当支給の基準日ですが、その日の朝、組合に上記メールを一方的に送りつけるのは、はなはだ信義に欠けるものであり、以下のように断固抗議します。同時に、第四回団交の日時を早急に知らせるよう強く求めるものです。

#### 記

1、11月30日に提出した「緊急申し入れ」への返答が、一方的メール送信による「給与改定」の事前通知であるとすれば、それは、団交開催に関する返答を引き延ばして期日を答えず、それよりも全構成員への通知を先に行うと宣言する行為に等しく、組合をあざ笑い、組合の気持ちを大いに逆なでするものである。北大当局のそうした不誠実さに対して、ここに断固抗議する。

2、組合三役に事前に「給与改定」内容を知らせたから組合対策を採ったとするのであれば、組合との労使関係を誠実に履行しようとする行為とはまるで異なる。事前通知をもって団交のかわりにしようとする意図は、労使間の話し合いを軽視すること、このうえない。かかる行為は国家公務員時代と同じ感覚に基づくものであり、いまや許されることではない。

3、「給与改定」の通知内容それ自体も「不利益遡及」に言及せず、あたかも当局が誠実に「職員からの要望を踏まえ、本学独自の判断」で実施したかのような書き方である。また、別表の表現も12月減額分だけの提示で、全体的な影響額を小さく見せようとするなど、全体にわたり欺瞞的で作為的な要素が強い。

4、組合は労使双方の合意を求め、団交の場で誠実かつ率直な話し合いを重ねる必要があるといまなお考えている。しかし、いつまでも第四回団交を開催しないならば、組合は法的措置を含めて、何らかのアクションを取る用意があることをここに表明する。